

青い空に浮かぶ白い雲³

—出席停止制度—

東大和市教育委員会 教育長 真如昌美

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することです

-出席停止制度-

文部科学省は5日「いじめ対策アクションプラン」を発表しました。その中で「出席停止制度」の調査、検証を行うことも盛り込まれています。この出席停止制度の適用については、これまで全国的にも年数回しか例がないのが現状です。以下、文部科学省発行の「生徒指導提要」に記された内容によりご説明いたします。(アンダーラインは真如)

1 出席停止制度の趣旨と意義

学校教育法第35条に規定されており、市町村教育委員会は、「性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命じることができる」。出席停止を命じる児童生徒本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられています。

他の児童生徒への暴行や授業妨害などの行為を繰り返す児童生徒がおり、学校として最大限の努力を行っても解決せず、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利が保障されないと判断される場合、学校は出席停止の適用について積極的に検討する必要があります。

2 出席停止制度の運用

・出席停止の要件

出席停止の適用に当たって、性行不良であること、他の児童生徒の教育に妨げがあるという二つの基本的な要件を示しています。「他の児童に障害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為」「職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為」「施設又は設備を損壊する行為」「授業その他の教育活動の実施を妨げる行為」を繰り返す行ふ。出席停止制度の趣旨と意義を踏まえ、要件に該当すると判断した場合、出席停止を命じる権限と責任を有する市町村教育委員会に報告することになります。

・出席停止の事前手続と適用

「あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない」。学校は、問題行動を起こす児童生徒の状況を市町村教育委員会に報告し、必要な指示や指導を受けるとともに、保護者の理解と協力が得られるよう努めるなど、市町村教育委員会と十分に連携できる体制を整える必要があります。警察や児童相談所等の関係機関と連携を図ることも考えられます。

・出席停止の期間中及び事後の対応

「出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずる」。学習の支援など教育上必要な措置を講じるとともに、学校や学級へ円滑に復帰することができるよう指導や援助に努めることが必要です。他の児童生徒への適切な指導や被害者である児童生徒への心のケアにも配慮することが大切です。

出席停止の期間終了後においても、保護者や関係機関との連携を強めながら、当該児童生徒に対する指導を継続する必要があります。

○ 東大和市教育委員会は、今後も「出席停止制度」の趣旨と意義を踏まえ、学校からの問題行動を起こす児童生徒の状況報告を受けた時は、学校と十分連携を図り対応を協議します。また、警察・児童相談所等の関係機関とも連携を図りながら、保護者に十分説明したのち慎重かつ毅然とした姿勢で適切な対応を進めます。